

盛岡市母子・父子・寡婦福祉資金 予約貸付のご案内

R4.4

1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金の予約貸付とは？

この貸付金は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる制度です。（別紙「母子父子寡婦福祉資金のお知らせ」のとおり）

予約貸付とは、12種類の資金のうち、修学資金、修業資金及び就学支度資金について、あらかじめこの貸付金を受ける見通しが立った場合に「貸付内定」を行い、児童の進学等を容易にすることを目的とするものです。

※貸付内定は貸付金交付を確約するものではありません。

2. 貸付対象者

貸付が経済的自立や児童の福祉増進につながると判断され、償還の計画を立てることが出来る次に該当する方が対象です。

- 1 盛岡市内にお住まいの方
- 2 就労中で20歳未満の児童を扶養している、母子家庭の母または父子家庭の父
 - * 離婚した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子
 - * 配偶者の生死が明らかでない女子または男子
 - * 配偶者から遺棄されている女子または男子
 - * 配偶者が海外にありその扶養を受けることができない女子または男子
 - * 配偶者が精神又は身体の障害により長期間労働能力を失った女子または男子
 - * 前記に準ずる女子または男子であって政令で定めるもの
- 3 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童
- 4 父母のいない20歳未満の児童
- 5 就労中でかつて母子家庭の母であった方（現在、児童が20歳以上になっている方）

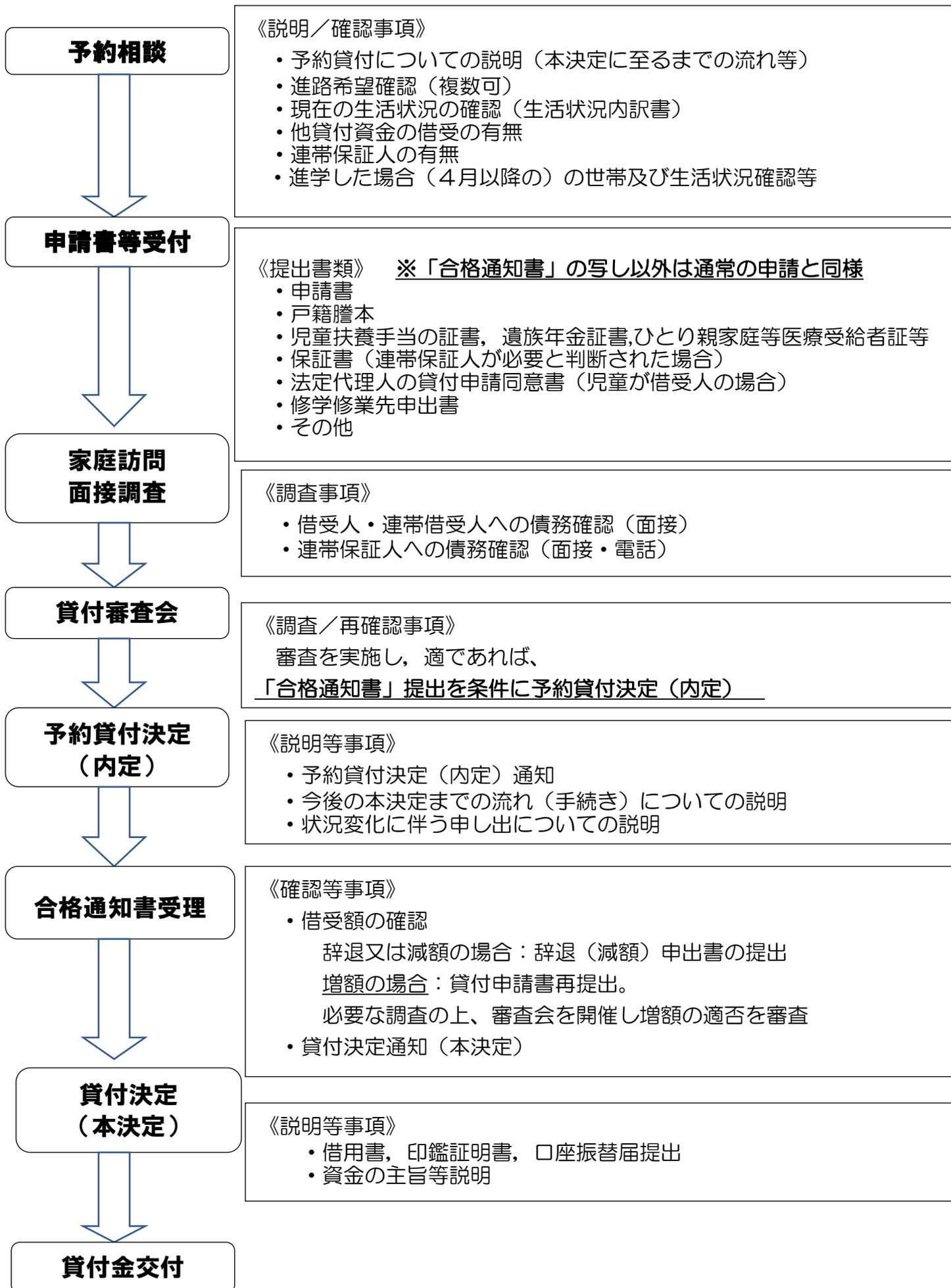
母子・父子・寡婦
家庭の方々が安定
した生活を送るため
に必要とする資金を
貸付ける制度です。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項、第2項）

※租税等の滞納がある、既に他の貸付制度を利用しているなど、生活状況等により対象外となる場合があります。



3. 予約貸付全体の流れ





4. 貸付申請の手続きに必要な書類等

- ◇ 申請者及び児童又は子の戸籍謄本
- ◇ 配偶者のいない方であることを証明できる書類。児童扶養手当証書、遺族年金証書、ひとり親・寡婦医療受給者証等（写）
- ◇ 生活状況収支内訳
- ◇ 資金により添付が必要とされる書類（合格通知等）
- ◇ 修学・修業先申出書
- ◇ その他借受人等の状況や申し込み内容により必要な書類（相談時に確認ください。）



5. 利子・連帯保証人について

- 予約貸付の対象となる資金（修学・修業・就学支度資金）は、いずれも無利子となります。
- 児童が借受者となる場合は、連帯保証人が必ず必要となります。
- 親が借受人となる場合は、児童が連帯借受人となります。
- 親の収入・生活状況によっては、連帯保証人が必要な場合があります。
- 資金の種類にかかわらず、貸付総額が300万円を超えると連帯保証人は2名必要となります。
- 連帯保証人がいる場合、連帯保証人へ電話（場合により面接）確認を行いますのであらかじめ連帯保証人にお伝えください。（別世帯で6親等以内の親族・市外であれば3親等以内の親族）
- 生活保護世帯の場合、貸付を受けるためには連帯保証人が必要となります。
- 児童の学費の場合、お子さんとも面接をします。



6. 償還(返済)について

貸付申請書提出時にご希望された償還方法及び期限により、償還していただきます。この資金については、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおり入金されないと資金に不足が生じ、貸付を必要とされる方に貸付できなくなりますので、必ず償還期日までに償還してください。

償還期日までに入金されない場合、一括返済や、連帯借受人・連帯保証人への督促や催告、法的手段（裁判所への支払督促申立て、強制執行による給与差押え）等を講じることになります。

また、延滞した元利金額につき、年3%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日割計算した違約金を徴収します。

★原則として、月賦償還（毎月払い）、口座振替払（該当月の末日に振替）

★返済の途中で、残額の全部または一部を繰上げ償還することができます。



7.貸付にあたっての注意事項

- ①この資金の貸付相談は、子ども青少年課にて随時受付けております。その際に、貸付制度の説明や必要書類の説明をいたします。また、申請の前段階として、ご家庭の状況に合わせた必要な支援を提供するため、母子父子自立支援員がご家庭の生活状況や経済状況等を詳しくお聞きします。
- ②日本学生支援機構から奨学金の貸付けを受けている場合は、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付け限度額との差額を限度として貸付を行います。就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併せて貸付けることができます。
- ③大学等修学支援による授業料減免や給付型奨学金による給付を受ける場合は、給付相当額を控除した額が貸付額となります。
- ④貸付後に大学等修学支援による授業料減免や給付型奨学金による給付を受けることとなった場合は、既に交付を受けた貸付金のうち、給付相当額について、給付を受けた日から6ヶ月以内に償還していただきます。※大学在学期間中は償還猶予申請ができます。

盛岡市 子ども未来部 子ども青少年課 支援係
住所 盛岡市神明町3番 29号 盛岡市保健所4階
電話 019-613-8354 (直通)

